

## 「福島原発震災から4年、福島のいま」

いわき市労働組合総連合事務局長 菅家 新  
(原発事故の完全賠償をさせる会事務局長)

### 1、福島の現在の状況

福島県は地震で被害を受け、津波で被害を受け、原発事故で被害を受けた。これを福島県復興計画は「人類がこれまで体験したことのない」災害と書いている。原発事故に焦点を当てると「国策がもたらした災害」であり、その結果もたらされた惨状は、「日本史上 最大にして最悪の公害（加害者である東電と政府が起こした人災）となって、4年経ったいまも福島県民に苦悩をもたらしている。

原発事故は現在進行で終わってはいない！

※「日本史上、最大にして最悪の公害」とは、

- ①被害があまりにも深刻であること
- ②被害が極めて広範囲であること
- ③被害額が極めて大きいこと
- ④地域の作り直し（復旧・復興）に極めて長い時間がかかること

1) 人が住んでいない避難区域の面積は、1,150 平方キロメートル

2) 避難者 約14万人。震災死亡者1603人。

2015年3月3日現在の震災関連死1867人で毎日更新している。原発事故を原因とした自殺者が60人、仮設での孤独死が37人

- ・生活手段を奪われて人生を根本から狂わされた避難者
- ・将来の希望も展望もない過酷な避難生活
- ・浪江町の1700人の小中学生は、県内外の690校に分散。家族が揃っていない子どもは51%に上っていた。(2012年1月現在)
- ・高校8校は、サテライト方式として、仮校舎で授業を続けている。広野町に中高一貫校「双葉みらい学園」を作りこの春高校の部から開校。5校は2017年(平成29)から休校になる。

※福島県内の全産業に損害を与え続けている。特に、農業と漁業は深刻

※役場を移転せざるを得なかった9市町村のうち、戻ったのは2町村だけ。(川内村と広野町；20キロ～30キロ圏内にあり、事故後全住民が避難して緊急時避難準備区域に指定されたが、2011年9月に解除された。)しかし、住民の約3割しか戻らず、若い世代はほとんど戻っていない。

### 2、原発事故の当時の状況 2011年3月11日(金)12日(土)13日(日)14日(月)

※11日は、県立高校は、入試の可否の判定会で生徒は自宅待機。中学校は、午前中卒業式で、午後、生徒は校内にいない。小学校は、低学年は下校していた。2時46分ごろ地震。午後4時過ぎからミゾレの天気。

12日、13日は、土・日で休日だったので、生徒たちや職員の動向は掴めていない。このことは、他の職業でも同様のようだ。

※避難区域になる住民も、各自の避難が基本で、町内放送で集められた人たちも、何事が起ったのか

さえ分らずバスに乗せられて移動する。それが地域との最後の別れになってしまった。着の身着のままだった。

※緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム (SPEEDI) の情報は流さず。原発を中心にした円周線で避難指示を出していた。

※いわき市では相当数の避難者がでる。これは「自主」避難者として区別されている。34万人中18万人が避難と市は発表。もっと多いのが実感。

※いわきには、マスクミが入れず。いわきの被害の実態が知らされず。

※津波被害からの復興作業が、放射線量のため大幅に遅れる。

### 3、福島原発事故は想定されていた。

1970年代初頭福島第二原発建設で、反対運動が始まる。(楡葉町を中心)

その後19年間も裁判闘争を続けた。この裁判の結論は、仙台高裁では、「火力発電よりもCO<sub>2</sub>を出さないから安全だ」という判決で敗訴。最高裁まで上告するが敗訴。

1971年3月26日第一原発1号機が運転開始

1972年6月「原発の安全性を求める福島県連絡会」の前身組織が誕生

**1979年米国スリーマイル島原発事故**

**1986年旧ソ連邦チェルノブイリ原発事故**

※これらの事故があっても、「日本の原発は安全だから」と安全対策はしなかった。

※70年代末の頃には、既に原発労働者に被曝した症状が現れている。死亡者も出ている、と言ってもいいはずだ。(相談あり)

**2002年10月福島県は「中間まとめ」を発表。原発の安全性などを問う。**

2004年福島原発がチリ津波(1960年)と同程度の津波で冷却系が機能しなくなり、大事故になることを分析

2005年5月「最悪の事態が発生するので抜本的な対策をとるべきだ」と文章で東電に申し入れ(東電は大丈夫だとの一点張り)

**2007年7月東電柏崎刈羽原発が中越沖地震で被災**

「連絡会」直ちに東電本社に行って、文書で「抜本的対策」を求めたが、東電はなんら対策を取ろうとしなかった。

2010年2月福島県知事は、プルサーマル計画を受け入れる。

「原発はCO<sub>2</sub>を出さない環境に優しい発電」

「プルサーマルはウラン資源のリサイクル」

「最もコストの低い原発」

2010年10月26日第1原発3号機でプルサーマル開始

2010年11月22日「電気事業連合会会長」「原子力委員会委員長」「原子力安全委員会委員長」「原子力安全・保安院長」に文書で「地震や津波に対する安全策を講ずるように」申し入れをする。

2011年3月11日東日本大震災による福島第一原発事故

※3号機は、水素爆発を引き起こした。敷地内でプルトニウムが検出されているが、もしこれが主に3号機から出たものであるならば、実に罪深いことである。

### 4、浜通り復興共同センターから原発事故の完全賠償をさせる会発足へ

- ・復旧作業のボランティア・生活相談などから、東電の責任追及へ
- ・共同センターは、労働団体や民主団体が中心
- ・賠償をさせる会は、個人参加とした。現在 3000 名を超える会員。
- ・東電・国との交渉を何度もするのだが、なしのつづて。
- ・東電と国を訴えるために、させる会の中に原告団を組織する。折しも、弁護団もこれからの活動を模索していた時期でもあり、協力・共同の活動をするようになる。

## 5、国と東京電力を提訴

○元の生活をかえせ・原発事故被害いわき訴訟

「子どもたちが安心して生活できる福島に」

「あやまれ つぐなえ なくせ原発・放射能汚染」

〈訴えの内容〉

1)精神的慰謝料

2)政策要求

- ① 全ての被害者、とりわけ子どもたちについてはより強く、生涯にわたってその健康を維持するために適切な施策を確立し、実施すること。
- ② 将来万一疾病に罹患した場合、とりわけ子どもたちについては長期にわたる生涯安心して治療に専念できるための公的支援策を確立すること。
- ③ 放射能汚染についての基本的知識について、学校教育はじめ社会的普及をはかり、福島原発公害被害者に対する偏見にもとづくいわれなき社会的差別を克服すること。

※原告 1393 人（うち 18 歳未満が 222 人、うちさらにその後誕生した 15 人を含む）  
（その後、3 次提訴で 181 名提訴中）

## 6、原発事故収束工事で働く人々の実態と労働相談

- ①事故収束がなければ、福島の復興はない。
- ②事故収束にあたる作業員にかかっている。
- ③作業員としての「誇り」を大切に。
- ④作業員の安全と健康対策をしっかりと取ること。
- ⑥東電だけに任せるのではなく、人類の英知を集めよ。

【労働者の実態】

- 細々と「労働相談所」はあったが、それほど相談があったわけではない。派遣村を実施してから、相談が一気に増えてきた。月に数件。
- その流れのなかで、原発労働者の声が私たちに聞こえてくるようになり、一つの大きな柱の取り組みになってきている。
- 作業員は、現在第 1 原発で 7000 人と言われている。
  - ①何重もの下請け
  - ②中には、偽装請負も
  - ③派遣業者は全国的な広がり
  - ④東電が、「協力企業」と呼ぶのは 1 次下請けまで
  - ⑤下請けの契約については企業同士の問題として取り合わず。

- ⑥会社は、やりたい放題の感あり（ピンハネなど）
- ⑦「危険手当」の支給を受けていないとの訴えがほとんどだが。
- ⑧ズサンナ労働環境・安全対策
- ⑨東電の下請企業への責任なしの姿勢
- ⑩有資格者ほど、短期間の作業になる（被曝線量と作業の関係）
- ⑪国・東電の事故を、「狭い地域」「小さい」「短時間」のものとして扱う。
- ⑫工事そのものを「低コスト」でやっているのが、根本の問題。
  - ・現在でも、事故の進行形です。事故の真っ最中！
  - ・福島原発事故の原因はまだわかっていない。特に地震の影響は不問。
  - ・「福島原発の事故の教訓を生かして、世界一の厳しい安全基準を持つ日本の原発は安全です。」とは、どう理解すればいいのでしょうか。

## 8、団体交渉から提訴まで

※救済の対策（立て看板の設置、現状の報告会、マスコミでの訴え）

- ①現役での訴えの難しさ
- ②労働組合を作ることの難しさ
- ③やむなく裁判へ進む。

## 9、除染の労働者

- ①環境省と内閣府、各自治体が発注だから安心？！
- ②効果的な除染を

※警察官、検問間、などなど事故収束・復興に関わる人たちの健康問題

## 10、今後の問題

- 1) 放射線による低線量被ばくの健康診断、検査、医療の継続的な保障  
大切なことは、原因論争に終わらせず、子どもたちの継続的な健康診断、検査と医療体制の充実と確立にあることを忘れてはならないと考える。
- 2) 県内全 10 基の廃炉は、福島県再建の大前提  
東電も政府も第 2 原発 4 基については廃炉にするとは明言していない。県民の 80.7%、県議をはじめ 59 市町村の全ての議会、町村長会も全 10 基の廃炉を求めている。
- 3) 原発の再稼働、輸出などは、あつてはならないこと。自然再生エネルギーの活用に活路を見出すこと。私たちは、今回の大事故に屈することなく、その実現に向けて進む決意を一層固めている。

# 福島原発事故の現地視察ツアーにおいでください。



**福島第一原子力発電所**

**富岡町**  
 避難指示区域の見直して三つに区分された町  
 第二原発の前を通過  
 津波で流されたままの富岡駅  
 夜ノ森地区／帰還困難地区の手前まで



**富岡消防署手前**  
 国道6号線／検問所有り  
 一般車両はこの先進入禁止



**10km**



**宝鏡寺**  
 榊葉町大字大谷字西台58  
 600年の歴史を持つ古刹・宝鏡寺【浄土宗】  
 反原発活動40年の早川篤雄さんが住職。早川さんは原発事故直後、自らが運営していた福祉施設の14人の障害者や職員らとともにいわき市内に避難した。迎えてくれたのは伊東達也さん。放射能汚染ゴミの仮置き場に最初に土地を提供したのは早川さんであった。避難者訴訟の原告団長を務める。



**Jビレッジ**  
 原発作業の前線基地  
 避難指示解除地域

**広野町**  
 避難指示解除地域  
 東電広野火力発電所  
**広野町仮置**

**広野町**  
 第一原発から20～30キロメートルの距離にある広野町は、原発事故直後に「屋内退避」を国から指示され、1カ月後には「緊急時避難準備区域」となった。町役場の判断により、住民のほとんどがいわき市などに避難した。その後、昨年3月には町役場機能が回復したものの、除染の遅れや放射線被曝への心配から、8割以上の住民がいわき市内の仮設住宅などで今も避難生活を続けている。



**いわき市・久之浜**  
 大津波被害  
 地域の一部が30km圏内



TEL 0246-32-8075  
 いわき市地場産品の直売場で、食事もできます。

**ガイドポイント**  
 (5時間コース)

あやまれ・つぐなえ・なくせ原発被害

# 公正な判決を求める署名

福島地方裁判所いわき支部 御中

2011年3月11日に発生した福島第一原発事故は、世界を震撼させ、日本に暮らす人々は放射能の恐怖におびえました。福島第一原発の周辺地域では、避難区域が指定され、多くの住民が住みなれたふるさとを追われました。避難区域以外の地域の住民も、避難すべきかとどまるべきかという困難な選択を迫られました。

放射能汚染という目に見えない恐怖にさらされ、福島の豊かな自然の恵みを楽しむこともできなくなりました。避難した住民も地域にとどまった住民も、大人も子供も、従来の生活とその基盤を根こそぎ奪われ、あるいは大きく傷つけられ、全人格的被害を受けています。

このように福島第一原発事故は、これまでの公害被害に例を見ない深刻で広範囲、かつ継続的な被害を生み出し、今日なお続いています。

原告団と弁護団は、全ての被害者の権利回復とともに同様の過ちが再び繰り返されることのないことを願って、被害の実態と加害の構造を明らかにし、国及び東京電力の法的責任を追及すべく「**ふるさとをかえせ・福島原発避難者訴訟**」と「**元の生活をかえせ・原発被害いわき市民訴訟**」を貴裁判所に提起しました。

私たちは、貴裁判所が、原告たちの思いの強さを真正面から受けとめ、適正かつ迅速な審理を行い、原告たちの正当な権利を実現する公正な判決を下すことを強く求めます。

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |

取り扱い団体:

署名  
集約先

<福島原発被害弁護団・東京本部>  
〒110-0015 東京都台東区東上野3丁目28-4  
東上野スカイハイツ504号  
TEL 03-5812-4671 FAX 03-5812-4679  
<ホーム・ページ : <http://www.kanzen-baisho.com/>>

<ふるさとをかえせ・福島原発避難者訴訟原告団>  
<元の生活をかえせ・原発被害いわき市民訴訟原告団>  
<原発事故の完全賠償をさせる会>  
〒973-8402 いわき市内郷御厩町三丁目101いわき教育会館内  
TEL 0246-27-3322 FAX 0246-68-6771

## 【支援する会への加入と署名のお願い】

原発・除染労働者のたたかいを支援しましょう！

支援する会に加入をし、たたかいの輪を大きくしていきましょう！

原発・除染労働者のたたかいを支援する会事務局

《原発労働者の現状・被曝線量の高さ》

安全な事故収束は、福島県民の強い強い願いです。その安全を直接担っているのが現場で働く労働者です。「原発事故の収束」は、「原発労働者」にかかっているとんでも過言ではありません。

しかし、その「原発労働者」の劣悪な労働環境などを考えると、とても人間として扱われているとは思われません。

「4号機は使用済み核燃料を取り出し始めたが、1～3号機は、全然めどがたっていない。溶け落ちた核燃料がどうなっているかさえもわからない。」「特に、3号機はプルサーマルを導入していたところだから放射線量が他よりも高い。3号機の前で作業をして3日間で70ミリシーベルト被曝した人もいた。」「3号機の建屋に1回入ると1.5ミリシーベルトぐらい被曝する。年間被曝量限度である1ミリシーベルトを30分や1時間の作業で簡単に超えてしまう。」

以上のことを聞いただけでも、「異常な職場」であることがわかります。

《事故現場は、仮設設備》

事故現場では、トラブルが相次いでいます。その原因には、「仮設設備」だけであることを挙げることができるでしょう。「ネズミによる停電や冷却水や汚染水が流れるホースは金属であるべきなのにそうではない。その改善を東電に提案しても、コストカットでやらない。点検もまともにやらない。10年以上も使うような設備は、本設にすべきです。」

《事故現場でのベテラン労働者の不足》

労働者そのものも不足していますが、特に「ベテラン労働者の減少が大問題です。」と指摘する労働者は多くいます。

班で仕事をするのに、班員がうまく行かないときは、ベテラン班長がその補充作業をしますから、班長の被曝線量が多くなって、早期に現場を離れなければならなくなります。現場を離れることは解雇です。その後の生活保障も健康被害が起きても、東電や国が補償するとは考えられません。使い捨ての世界です。

また、労働者の皆さんは、「原発事故の収束作業」に関わっている「誇り」を持っています。その「誇り」を大切にしなければ、「収束作業」も進みません。

労働者の雇用と健康の補償が大切です。ヒューマンエラーが増えているのはベテランが減ったからです。労働者の質の問題ではなく、管理監督上の問題であることは確かなことです。

《危険手当の未払いなど》

いわゆる「危険手当」が安すぎたり、払われなかったりという問題があります。特に、野田首相(当時)が「事故収束宣言」をして以降、緊急作業ではないということで、単価が安くなりました。「収束宣言撤回」の要求はこのようなところにもあります。

《労働者の裁判》

以上のような原発労働者の環境のなかで、原発労働者の裁判が始まりました。

9月3日に行われた第一回の裁判は、「2011年3月24日3号機建屋地下一階に

ある配電盤の確認作業に従事。元請の関電工担当者は『支障ある線量でない』と作業を指示。20ミリシーベルト以上の被曝をした。その精神的慰謝料の支払い」を求めたものです。

そして、それ以後、危険手当などの未払いで4人の労働者が提訴しました。「2次で働いていた人は、日当15,000円だったが、同じ仕事をしていた3次の労働者は9500円だった。真面目に働いている労働者が報われないのはおかしい。」と危険手当の正規の支払いと時間外労働に対する賃金の支払いを求めています。

また、除染に関わる労働者も、求人されて現地に来て、仕事の都合で待機させられても、その待機期間の生活保障がされず、借金の生活に落ち込んでいきます。雇用のされかたや賃金等の支払われ方も原発労働者同様です。何重もの下請け構造があり、危険手当などの支給もままならない状態です。それを解決させたいと除染労働者も裁判に立ち上がりました。原発労働者同様に、復興には欠かせない除染であることから、私たちは除染労働者を含めて支援をしていきます。

弁護団は、「賃金・危険手当をピンハネする多重下請と東電の無責任体制という構造を変えていくことは、健全な労働環境を確立し、事故収束と廃炉を安全にすすめてほしいという県民・国民の願いにこたえることであり、声をあげられない原発・除染労働者たちを励ます大きな力になるものと思います。」とこの裁判を位置付けています。

私たちは、2014年11月26日に、「原発・除染労働者のたたかいを支援する会」を立ち上げました。支援する一点でまとまることのできる団体・個人の参加をよびかけるものです。ご協力をよろしくお願いします。

なお、支援する会の運動として、「裁判の支援」と「労働条件の改善」の署名に取り組んでいます。特に、原発労働者の多重下請の構造などは、福島原発に限らず、全国の原発労働者に当てはまることです。そのことも視野に入れた「署名」になっています。全国のみなさんのご支援とご協力をお願いします。

#### 【原発・除染労働者のたたかいを支援する会】

(役員・事務局は、2015年2月4日現在のものです。)

- 共同代表 ・斎藤富春 (県労連議長)
- ・佐藤三男 (いわき市労連労働相談所長)
- ・伊東達也 (いわき市民訴訟原告団長)
- ・早川篤雄 (避難者訴訟原告団長)
- 事務局長 ・能戸俊輔 (いわき市労連議長)
- 事務局次長 ・菅家新 (いわき市労連事務局長)
- ・野木茂雄 (県労連事務局長)
- 代理人弁護士 ・広田次男 ・菅野 哲 ・宮里邦雄
- ・海渡雄一 ・只野 靖 ・木下徹郎
- ・木村 壮 ・中川 亮 ・小川隆太郎
- 事務局 (いわき市労働組合総連合内)

〒973-8402 福島県いわき市内郷御厩町3-101 いわき教育会館内  
TEL 0246-27-3322 FAX 0246-68-6771

厚生労働大臣 様  
東京電力(株)代表執行役社長 様

小名浜地区労働組合協議会  
いわき市労働組合総連合  
原発・除染労働者のたたかいを支援する会

## 原発・除染労働者の待遇改善を求める署名

原発事故避難区域の町民アンケートでは、「町に戻らない」ことの理由に「原発事故が収束していない」ことをあげています。

また、福島県復興計画には「事故の収束状況に対応しながら見直しを行う」と書いてあり、事故収束は安定した県民生活や福島県の復興の大前提になっています。

一方、東京電力は、2012年3月のいわき市議会で「(原発事故収束作業の)危険手当は、必ず作業をされている方にいくように引き続き努力して参りたい。それがしっかりできないと仕事も継続しない。」(議事録から抜粋)と答弁し、労働条件が悪ければ事故収束作業ができないという認識を示しました。従って、県民が安心できる生活を取り戻すためにも、福島県の復興のためにも原発での労働条件が健全でなければなりません。

しかし、労働条件は相変わらず改善されず、労働意欲は下がり熟練労働者などは減り続けています。特に、危険手当を受け取っている労働者の割合はわずから割を上回るに過ぎませんし、賃金の引き下げや労働者の累積被曝線量が高くなって解雇されているケースも後をたちません。また、除染が進まなければ、帰還がままなりませんから、除染に関わる労働者の労働条件の改善や待機手当や危険手当等の支給も適正に行われなければなりません。

私たち福島県民の安全と復興は、原発事故の収束と完全な除染がなければなりませんから、それに従事する労働者の労働条件を改善しなければなりませんし、原発労働者は、全国の原発で働く労働者と一体になっていますから、福島原発だけでは問題解決はあり得ませんので、全国の原発で働く労働者の労働条件も改善していかなければならないと考えています。そのことも含めて、下記のことを私たちは強く要請します。

### 記

- 1、原発・除染労働者の多重下請構造などをなくして、健全な労働環境を確立すること。
- 2、危険手当を中間搾取(ピンハネ)させず、適正な賃金が労働者に届くようにすること。
- 3、被曝線量が高くなり福島第一原発で働けなくなった労働者に適切な次の仕事を斡旋すること。
- 4、がん検診等を将来に渡って全員に実施し、被曝で病気になった可能性がある場合には医療費を無料化するとともに生活補償をすること。

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |
|    |    |

[取り扱い団体 \_\_\_\_\_ ]

# 原発・除染労働者のたたかいを支援する会 加入申込書

○私たち（私）は、会の申し合わせ事項を認め、加入いたします。

※「原発・除染労働者のたたかいを支援する会」申し合わせ事項

①原告者で「原発・除染労働者裁判原告団」を組織する。

②事務局をいわき市労働組合総連合事務所に置く。

〒973-8402 福島県いわき市内郷御厩町 3-101 いわき教育会館内

TEL 0246-27-3322 FAX 0246-68-6771

③役員会は、会代表、事務局長(会計兼務)、事務局次長で組織する。

④事務局会は、事務局長、事務局次長、事務局員で組織する。

⑤活動資金は、年会費と募金等で賄う。

・年会費は、個人・団体とも、一口1000円とする。

ただし、団体には三口以上をお願いする。

・会計年度は1月から12月までとする。

ただし2014年分は、2015年分として執行する。

⑥会の目的は、原発・除染労働者が安心して作業できる労働条件・労働環境を獲得するために活動する。当面は裁判勝利をめざす。

・・・・・・・・き・・・・り・・・・と・・・・り・・・・せ・・・・ん・・・・・・・・

---

## 原発・除染労働者のたたかいを支援する会 加入申込書

【1】加入年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

【2】年会費加入口数 \_\_\_\_\_ 口 \_\_\_\_\_ 円

【3】氏名または団体名 \_\_\_\_\_

【4】住所 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

【5】電話番号（携帯も可） \_\_\_\_\_

・・・・・・・・事・・務・・局・・の・・き・・り・・と・・り・・せ・・ん・・・・・・・・

領 収 書

様

2015年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

¥ \_\_\_\_\_

「原発・除染労働者のたたかいを支援する会」会費として領収しました。

担当者 ( \_\_\_\_\_ )